

世帯と人口
10月1日現在

人口	303,599(+105)	前月比
男	150,459(+13)	
女	153,140(+118)	
世帯数	132,662(+98)	

(住民基本台帳による)



広聴電話



この電話は夜間・休日でも
利用できます。

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111 〒170 編集 企画部広報課

昭和49年度 区功勞者85名を表彰



—表彰を受ける区功勞者—

区の振興発展 区民福祉の向上に貢献

豊島区表彰条例に基づき、区功勞者の表彰式が、さる十月一日、区民センターで行われました。

この表彰制度は、自治、教育、社会福祉事業、公共事業、産業振興および公益について功勞のあった方々を広く顕彰し、その功勞をたたえるための制度です。今年度は六回目になります。表彰の決定は、十五名からなる表彰審査委員の慎重な審議を経て、つぎの八十五名の方々が選ばれ、晴れの表彰式にのぞみました。

(敬称略)

私の意見を 区長に話そう

区では、青年と区長との話し合いの会を次のように開催いたします。おさそい合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

☆対象 区内在住または在勤の青年
☆とき 10月30日(水) 午後6時30分～8時30分
☆ところ 豊島区民センター(東池袋1-20-10)
＊くわしいことは広報課広聴係(内線272・273)へおたずねください。

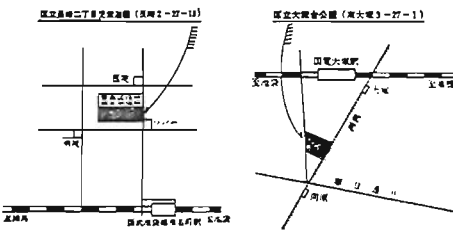
このほど区では、家庭緑化を進め、緑豊かな環境をつくるために苗木二千本を左記により、先着順に無料でさしあげます。

配布ご希望の方は、配布場所へおいでください。(雨天順延)

☆配布場所と日時
○大塚台公園(東池袋3-27-1)
○長崎二丁目児童遊園(長崎2-27-18) 水日時はいすれも、11月7日の午後1時からです。

☆対象 豊島区に住所のある方。
☆配布樹種 どんぐり、つばき、さつき各千本(各会場で樹種別で五百本ずつ配布いたします)

☆問い合わせ 環境課環境整備係(内線43)へどうぞ。



(会場案内図)

あげよう!

花と緑の明るい豊島
11月7日—つぎの苗木を
無料でさしあげます

昭和50年度区立幼稚園児募集

▷ 西巣鴨幼稚園 (西巣鴨2-14-11)
▷ 池袋 " (池袋2-1053)
▷ 南長崎 " (南長崎4-12-7)

☆資格 昭和44年4月2日から昭和45年4月1日までの出生者(1年保育)
☆人員 各園80名
☆受付 11月11日～25日まで。学務課学事係(内線408)で受付(区役所3階)
☆選考方法 申込受付期間に定員以上の申込みがあった場合は抽選によります。

☆入園料...500円
☆保育料...年額18,000円(月額1,500円を毎月納入) ※申込みの際は印鑑を持参のこと。
☆送り迎えは保護者をお願いします。
☆申込用紙は学務課学事係と各出張所にあります

- | | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>☆自治功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆各種相談員 内山 二郎 東池袋三六二二 上村 シズ子 西池袋一三一六 | <p>☆教育功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆区立小中学校教員 片田 正武 高松一三三八 菊地 辰夫 南長崎五一二六 平野 春雄 東池袋三一八二 福原 兼 池袋本町二二二五 ☆私立幼稚園に勤務する教員 片桐 はな 長崎四二四七 ☆関係各種団体の長 五十嵐健一 榎馬区旭丘二三八 香 直哉 高松二二〇 金田 ヨノ 西池袋五二二二 ☆社会教育事業に貢献した者 後藤富三郎 南池袋一六一五 | <p>☆社会福祉事業功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆私立保育園に勤務する職員 限本 幸枝 西池袋三三一九 ☆保護司 秋葉 純英 駒込六八一 天津 正路 西巢鴨二二二五 江口 シゲ 南長崎二一九一 岡田 ソノエ 西池袋四一四一 岸野 昇 池袋五一〇三四 椎名 誠 駒込六三〇五 鈴木 秀翠 池袋四一四〇三 高田 キミ 西池袋一三〇四 田崎源太郎 駒込が谷二七二三 玉谷 静江 池袋二二四六 坪田 キネ子 西池袋一三二二〇 町田 文字 東池袋五三三三 宮本ヒサ子 千早町一四六 | <p>☆公共事業功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆消防団員 松井 正雄 東池袋五四三三九 小澤 長吉 西池袋四二二三八 指田 隆昌 池袋二二七八 森田 清治 西池袋二一〇一六 渡邊三夫 高松二二六二 ☆町会長 岩原治良作 北大塚一三一一 恩田 一郎 池袋本町二二二 木村 孝司 板橋区板橋二二二 三枝 直樹 東池袋二一六〇八 四之宮 研次 池袋本町一〇一六 坪井 孝雄 高松二二七 坂田 三郎 西巢鴨一三六二五 武藤文三郎 長崎五一八一二 ☆関係各種団体の長 伊藤 龍治 東池袋四二二二 草間 善一 上池袋一三二五 小林 徳七 南池袋二二五二 佐藤 義衛 千早町四四五二 田中 大郎 南池袋二二二二 中山 義則 南池袋二二四一三 南山幸四郎 要町一八 星崎勝之進 駒込一三三四 稲岡 照 要町一四二四 岩井 辰 南長崎三二二一六 上野 キミ 東池袋五三三四一 白石 ハツ 北大塚一五二二三 寺深 トミ 南長崎四三三三 丸山 きみ 池袋本町三二〇九 | <p>☆産業振興功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆商店街会長 青木 新吉 西池袋五八一九 井越 末吉 池袋二一九〇六 井上千代蔵 北大塚二二二二六 井上 松蔵 上池袋二二四一三 今泉 表明 長崎一三一六 岩田 新助 要町三二二三 ☆人名救助者 滝川 進 千早町一四二 宮土在 三関 一世田谷区三軒茶屋 二一三八一六 | <p>☆公益功勞</p> <ul style="list-style-type: none"> 浦本 利一 南池袋一三二七四 大岡 辰清 要町三三三 岡崎 西男 南長崎一三三四 小野 信次 駒込一三三六 尾上健一郎 高田一四〇二三 小幡 三郎 南池袋二四〇一八 加藤 永作 要町二二四 加藤 久作 長崎二二二二 小林 友作 南池袋二二四一五 近藤 要助 南池袋三二二一五 後藤賢四郎 要町一三三 斎藤 明一 西池袋二二九一〇 鈴木 朋一 池袋本町二二九一三 関口 清 南長崎五九一九 高田 泰三 難波が谷三二〇一六 竹内 貞男 東池袋三一四一八 田島 良助 長崎二一九一九 田崎忠次郎 池袋本町四二五五 千野 保久 池袋二二一 兵谷川正吉 東池袋五一四二二 服部 修 南池袋二二七五 松下与三 要町一三 矢野英太郎 池袋二二七〇一 山田 幸一 長崎一八一三 |
|--|--|---|---|---|--|

街のカンコロジー

あきカンから見た池袋

あきカン追跡調査

あなたは、「ボイ捨て」型でしょうか、それとも「置き捨て」型ですか？ といってもこれは、私たちのくらしの中で、毎日お目にかかる、自動販売機などで売られているカン詰飲料水の使用後のあきカンのことです。

現代の消費生活をその一面において象徴しているのが、このあきカンに代表されるゴミ問題だといえます。カン詰のカンを一つつくるのに何と、その重さの5倍の原料を使用し、10倍の廃棄物を排出するといわれています。そうしたことから、カンを通して、人の生態行動を研究する学問、カンコロジーも生まれました。また「一方ゴミ戦争」といわれる都市廃棄物処理の対策は、大きな社会問題となっています。

このようなゴミ問題解決の手がかりを得る一つの方便として、区では、先に池袋東口一帯について、あきカン散在回収に関する委託調査を行いました。この調査結果をもとに、更に具体的な対策の検討をおし進めてゆく方針です。結果の主な内容は次のとおりです。

行動追跡調査

あきカンは、どのようにして捨てられたのでしょうか。あきカンを買った人の何割が、くすかごの中にカンを入れて、何割の人が、くすかごに入らずに「散らし捨て」をするかを調査した結果は、図のとおりです。

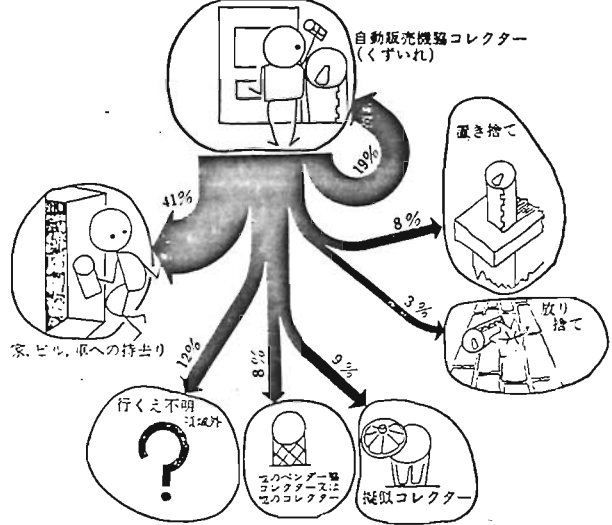


投げ捨てられたあきカン

「置き捨て」と、ボイと投げ捨てる「放り捨て」の割合をみると

購入カンの拡散(件数)

総回収件数=420件



あきカンの行くえは?

約7割が「置き捨て」であり、散らし捨てをする人の多くは、少なからず気づいながら捨てているものと思われる。

○どのような人が「散らし捨て」をしやすいか

約7割が「置き捨て」であり、散らし捨てをする人の多くは、少なからず気づいながら捨てているものと思われる。

散在実感調査

○散らし捨てられたあきカンは街の中にどれくらいあるか

調査初日には、A地区で三八三箇のあきカンを回収しましたがそれ以降は、一〇〇〜二〇〇個程度であった。また、天気の良い日曜日、カン詰飲料の販売量は、雨天のウィークデーと比べると5倍以上ですが、街に散らばっていたカンの数は、2倍程度でした。これは商店の方々の積極的な清掃によるものと思われる。

○どのようなところにあきカンが散らばっているか

街によって、歩道の車道側中心型とビル建物敷地内中心型の地域にわかれますが、特にカンが多く散在している場所としては立木の下、ガードレール脇、植込みの中で用地としては、工事現場です。

アンケート調査

あきカンの問題が、人々にどの程度意識されているか

インタビュー方式により調査した結果によれば、全体で、85%の人々が、あきカンの環境問題化を知っており、61%の人々が、あきカンの散在を気にしています。

「罰金制度」については、賛成の人は52%、不賛成の人が30%もありました。これは、生活への基本的な態度や考え方の相違によるものと思われる。回収費用の料金への「上せ」については、59%の人が不賛成。あきカンの「現金引取り」については、71%の人が賛成していますが、引取る側の手間を考慮すれば、多々問題のあるところでしょう。このアンケートは、調査の補正として行ったもので、必ずしも一般化はできません。

コレクター調査

コレクター(くすかご)の効果と役割は

自動販売機用のコレクターに入っているカンは、大部分が販売機で回収されたものですが、10%〜20%は記からのものでした。あきカン専用のくすかごも置く場所によって街のゴミくすかごとしての働きが大きく異なります。また、正規のくすかご以外のポリバケツや木箱も、あきカンの散らかしを防ぐのに役立っていますが、汚れたものは美観の点で問題があります。

おわりに

楽しいショッピングやレジャーの一日が終わると、その後には沢山のゴミが生まれ、街が汚れます。こうした問題の解決に当り、区は、町づくりの積極的な対策を進めてゆくために、十分な計画設計を行い、かなければなりません。同時に、商店の方々をはじめ区民の皆さん一人一人のご協力はあすの地域社会を築いてゆく上に欠かすことのできない要件です。

水洗便所の改造と私道排水設備に助成金!

水洗便所が使える区域(甲地区)のくみ取り便所は、甲地区となつた日から3年以内に水洗便所への改造を義務づけられています。

東京都と豊島区では、水洗便所と私道排水設備の設置費を助成していますが、49年度から助成額が引上げと助成条件の緩和を行い次のとおり実施しております。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の水洗便所助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

○豊島区の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

また、申請期限に関係なくすべての方が申請できます。

○東京都の私道排水設備助成金

■助成金の交付条件① 昭和49年1月1日以降、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事に着手したもの。(2)助成金の申請期限は、昭和50年3月31日までです。所得制限はありませんから、すべての方が申請できます。

あきカンは必ずくすかごへ

小さな行為があなたの街を美しくします

心身障害者の方へ
福祉手当制度の
実施!

区では、心身に障害をもっている方が、障害をのりこえて明るく生活を送るための一助となるよう10月1日から心身障害者福祉手当制度を開始いたしました。

この手当を受けられる方は、島田区に住んでいる方で、障害

福祉手当の内容

Table with 2 columns: 支給区分 (Payment Category) and 月額 (Monthly Amount). Categories include '障害の程度が、次の一つに該当していること' (5,000 yen) and '障害の程度が上記(1)と同じであるが、上記(2), (3), (4)の要件のいずれかを欠いている方' (2,000 yen).

(注) 規則で定める限度額は、扶養親族等の数に応じ、次の表のとおりです。

Table with 2 columns: 扶養親族等数 (Number of Dependents) and 限度額 (Limit Amount). Ranges from 0 to 5 dependents with corresponding amounts from 2,045,000 to 2,820,000 yen.

限度額は、扶養親族が一人増すごとに155,000円加算されてゆきます。なお、所得は、年間収入から給与所得控除額または事業必要経費を引いた金額です。

級の身体障害の方。 (3) 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方。 手当の額は、障害の程度、所得額等に応じ別表のとおり支給されます。

支払いは、4月・8月・12月の三期にそれぞれの前月までの分を本人の口座に振込みます。

手続きは、区役所福祉課福祉係の窓口で所定の申請書に次の書類を添えて申請してください。

お問い合わせ先 福祉課福祉係 (内線29) 電話 961-2111

(1) 住民票の写し (本人の分) (2) 「愛の手帳」または「身体障害者手帳」脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方で「手帳」のない方は、医師の診断書。

(3) 前年の所得 (1月から7月までの間は前前年の所得) の状況を証明する書類。

確定申告書の控え (など) (2) 源泉徴収票 (源泉徴収票または、源泉徴収票確定申告書の控え (など))

お問い合わせ先 福祉課福祉係 (内線29) 電話 961-2111

年末のお見舞品を お贈りいたします

お贈りいたします

長い間おたぎりのおとしよりをおくぐさるために、見舞品をお贈りいたします。要件は次のとおりです。お申し込みください。

(1) 区内在住の六十五才以上の方で (2) 全くおたぎりの状態が三か月以上つづいている方 (3) 病気のため一日のうち三時間くらいしか起き

◇「粗大ゴミ」の収集が 月2回になりました

粗大ゴミの収集が、10月1日から月2回になりました。収集日が祝日にあたる場合は、次の収集日になります。

- 粗大ゴミの収集曜日
△第一・第三▽月曜日 納戸 込1〜7丁目。西池袋1〜5丁目 大和郷 ▽火曜日 果町1〜5丁目。池袋1〜4丁目。木曜日 西果町1〜4丁目。池袋本町1〜4丁目。木曜日 上池袋1〜4丁目。千早町1丁目。長崎1〜3丁目。南大塚1〜3丁目。南長崎1〜3丁目

◇福祉講演会開催のお知らせ

心身障害者福祉講演会を次のように開催いたしますので、多数ご参加ください。

- △第一・第四▽月曜日 東池袋1〜5丁目。南長崎4〜6丁目。火曜日 西池袋1〜4丁目。長崎4〜6丁目。水曜日 雑司が谷1〜3丁目。目白2丁目。千早町2〜4丁目。木曜日 目白1丁目。高田1〜3丁目。要町2〜3丁目。千川町1〜2丁目。金曜日 目白3〜5丁目。要町1丁目。高松1〜3丁目

- ▽日時: 11月22日 午後1時〜5時。▽場所: 区民センター3階 聴覚室。▽テーマ: 「身体障害者にとって住みよい生活環境とは。」 ▽講師: 三國正明氏 (都心身障害者福祉センター次長) ☆精神障害者福祉講演会

- ▽日時: 11月22日 午後1時〜5時。▽場所: 区民センター3階 聴覚室。▽心身障害者 (児) の療育について。▽講師: 小林操氏 (医学博士) ◎お問い合わせ 福祉課福祉係 (内線29) 電話 961-2111

◆消費者と業者との懇談会 お茶の上手な入れ方についての実演をかねて消費者と業者による懇談会を11月14日午後1時半から大塚北口の勤労青少年センターで (961-3335) 開きます。お茶を対象として消費生活上の諸問題 (資材・衛生・品質・価格等) についての意見交換を行います。希望者は消費経済係 (内線29) まで電話でどうぞ。

◆物価高に挑戦 消費者講座 最近家庭菜園が流行していますが、ピーマン、小松菜など簡単に作れます。11月6・7日の午後1時半から消費センター池袋支所で開きます。講師に東京農大八木沢尻教授。定員は30名で先着順に消費経済係 (内線29) で受付。

◆児童館11月のプログラム
★南長崎児童館 961-3304 30日1時半 恒例まつり▽劇・紙芝居・手品・ピアノ・菊人形づくり等の発表会 (出演希望者10月30日まで) ▽われも人形劇 三匹の子豚と狐のお話し他。
★池袋児童館 961-4992 5日〜9日 「みんなで作ろう」週刊紙「紙あめ・石ころ」紙ひこうきなど。30日「こども映画会」。18日からクリスマス実行委員会発表。
★高松児童館 961-7420 1〜2日3時 「児童館文化祭」

9日3時 「秋のまんが映画大会」 11日からクリスマス飾りをつくらう。毎週木曜は図書の日。火曜は金曜はレコードの日。水曜はトランプの日。
★高田児童館 961-6600 1日からありんこ文化祭の実行委員会発表 (四年生以上)。16日2時 「やきいも大会」毎週水・土曜に文化祭の展示品作り。30日2時 「ありんこ文化祭」。

★西果児童館 961-3301 2日 「児童館祭り」6日2時半 「映画会・ゆかいなピエロと逃げた六匹の熊・リボンの騎士」。9日3時 「かげえとお話」 16日3時 「ハッピーバースデー」

◆お知らせ
次の日程で開催いたしますので、今までに納め忘れていた保険料はこの機会に全部納めてください。納められない事情のある方には保険料免除の制度もあります。そのほか、国民年金のことならなんでもお気軽にご相談ください。
▽10月25日 日白厚生会館 (第5出張所2階)
▽11月14・15日 東京電力池袋サービスセンター (豊島区役所並び)
▽11月18・19日 第11出張所
▽11月21・22日 泉野厚生会館 (第1出張所前)
▽11月28・29日 第10出張所

◇国民年金相談のお知らせ
次の日程で開催いたしますので、今までに納め忘れていた保険料はこの機会に全部納めてください。納められない事情のある方には保険料免除の制度もあります。そのほか、国民年金のことならなんでもお気軽にご相談ください。

◇老人福祉センターから
▽版画教室 12月3・6・10・13日午後1時半〜3時。4回にわたり木版画の年賀状をつくります。対象: 初心者。
▽詩吟教室 12月7日から毎週土曜日の午前10時〜12時。対象は週木曜日の午後2時〜3時半。6回にわたり開講。講師は回にわたり開講。
内容: 「小倉百人一首の解説と解」から池袋ことぶきの家で受付。
「歌」講師: 三谷一郎先生 両教室 問い合わせ 961-9658

とも申込みは、11月1日から老人福祉センターで受け付けます。お問い合わせ 961-5896

◆お知らせ
お問い合わせ先 福祉課福祉係 (内線29) 電話 961-2111

